○財務省告示第二百四十四号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月二十二日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月八日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第百三十六条第十五条第一項、第百三十七条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千三百三十八億八千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百五十億円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆三千三百十六億三千六百一万七千百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百四十八億二千五百二十八万五千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年六月二十二日

十一　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十五銭七厘以上のそれぞれの応募価格

額面金額百円につき九十九円九十五銭七厘九毛

十二　償還期限　平成二十一年九月十八日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十一年六月二十二日

○財務省告示第二百四十五号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月八日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　国庫短期証券（第三十五回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第百三十六条第十五条第一項、第百三十七条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で五兆三千三百三十五億八千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で四千百五十三億二千万円

七　払込金額

イ　価格競争入札発行　五兆三千三百十四億四千九百五十二万四千六百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　四千百五十一億五千四百二十八万七千三百二十円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十一年六月二十九日

十一　発行価格　額面金額百円につき九十九円九十五銭九厘五毛以上のそれぞれの応募価格

額面金額百円につき九十九円九十六銭一毛

十二　償還期限　平成二十一年九月二十九日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十一年六月二十九日

○経済産業省告示第二百三十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条第一項第二号ロの指定をしたので、同法第百五十九条第一項第二号の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月八日

経済産業大臣　二階　俊博

計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者

指定番号	指定年月日	事業の区分の略称	届出製造事業者の名称	指定する工場又は事業場の名称及び所在地
三六三七〇二	平成二十一年六月十九日	最大需要電力計等	四国計測工業株式会社	四国計測工業株式会社　多度津工場　香川県仲多度郡多度津町南鴨２００番地１